	他似事未
①事業名 (事業評価実施年度)	【5】保障措置の実施に資する事業
②主管課及び関 係課(課長名)	科学技術・学術政策局原子力安全課 (課長:植木 勉)
③施策目標及び 達成目標	施策目標6-4 原子力の安全の確保 達成目標6-4-3 核物質が、核兵器やその他の核爆発装置に転用されていないこと を検認する。
④事業の概要	本事業は、国内で核燃料物質などの国際規制物資を使用している者を対象に、国際規制物資の使用状況に関する情報の処理・解析、保障措置検査等を実施することにより、核物質の平和利用を担保するものである。 保障措置は、核不拡散条約に基づき非核兵器国に対して課せられた国際的な義務として、核物質が核兵器等に転用されていないことを証明するため、各国とも政府またはそれに準ずる機関が責任を持って実施しており、保障措置に係る査察等を民間企業等が自ら実施している例はない。
	上述の点を踏まえ、我が国では保障措置に関する業務のうち定型的なものについては核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下、「法」という。)に基づく指定機関が実施することとなっている。前述したとおり保障措置に関する業務は本来国の責任において行うべきものなので、指定機関には、高度の中立性、非営利性が求められる。このため法は、営利を目的としない公益法人でなければ指定機関に指定しないと定めており、実際には、財団法人 核物質管理センターが指定されている。
⑤予算総額及び 事業開始年度	平成18年度概算要求額:2,497百万円 (平成17年度予算額 2,523百万円) 総 額:12,603百万円(平成13年度より5年間分) 事 業 開 始 年 度:昭和52年度
事業開始時又は事前評価時において効果 (6)	た保障措置を開始し、昭和52年には、国内の全ての核物質が保障措置の対象となった。その後、業務の効率化のため、保障措置に関する定型業務を指定機関が実施できるよう、
含む)及び得	財団法人 核物質管理センターが指定機関として行った保障措置業務は、平成16年度には、計量管理情報の整理4,862件、保障措置検査として非破壊分析3,120件、破壊検査344件の実績があり、国の査察活動との連携も円滑に遂行され、期待した効果は得られている。
効率性	【事業に投入されたインプット(資源量)】 本事業に対し国費として最近5年間で総額12,603百万円。
	【事業から得られたアウトプット(活動量)】 財団法人核物質管理センターは平成16年度に本事業の実施により、核燃料物質を取り扱う267施設に対し保障措置を実施し、計量管理情報の整理4,862件、保障措置検査として非破壊分析3,120件、破壊検査344件実施し、核物質の核爆発装置等への転用がなかったことを確認できた。これらの件数は、平成12年度の計量管理情報の整理4,267件、非破壊分析2,814件、破壊検査199件と比べて増大傾向にある。また、単なる件数の増大にとどまらず、近年1AEAの査察強化策として導入されてきた短期通告若しくは無通告査察に対しても、スムーズに対応してきており、財団法人 核物質管理センターがノウハウを蓄積してきたことにより新しい保障措置手法への順応力を培ってきていると言える。
	【事前に想定していたインプット・アウトプットとの比較】

	財団法人 核物質管理センターは、国が行うのと同等の信頼性をもって保障措置業務を遂行することが期待されていたが、前出のアウトプットに有る通り、業務量の増大に、より困難な査察業務にも十分対応している。仮に、これら業務を本省で対応した場合、著しい数の定員増が必要となると思われる。
有効性 (上位目標の 達成に貢献し たか)	財団法人 核物質管理センターにおいては、国際約束に基づき実施する保障措置検査 (無通告査察などの保障措置検査は、その性格上、事前に業務量を見積もることが困難) 等を実施し、国内にある核物質の核爆発装置等への転用がされないことを確認した。
評価結果	平成16年6月にはIAEAが日本にある全ての核物質がIAEAの保障措置活動の下に平和利用されているとの趣旨の発表をするなど、国及び財団法人 核物質管理センターが行う保障措置活動は高く評価されている。従って、国と同じレベルの公共性、信頼性をもつ専門機関に保障措置業務の一部を実施せしめる本事業は、想定通りの機能を果たしていると言える。
⑦評価に用いた データ・情報 ・外部評価等	文部科学省で作成する査察活動状況及び核燃料物質移動量計量結果報告等 IAEAの保障措置に関する報告等
⑧今後の政策への反映方針(継続の適否、改善点を含む)	上記の評価結果を踏まえ、今後も、法の施行を担保し、更に核物質の平和利用を確保するため本事業を維持する。また、今後本格化する青森県六ヶ所村の再処理施設の稼働やMOX燃料加工施設の建設等に対応し、必要な保障措置体制を構築していく。
⑨得ようとする効果	今後国際約束や法令に基づく保障措置を適切に実施し、引き続き核物質の平和利用を確保する。また、業務の効率化を図るため、専門的知見を有する指定機関を活用し保障措置を実施する。 5年後に見直し
⑪備 考	保障措置は、核不拡散条約の実施等に係るものであるとともに、原子力の中でも極めて限られた専門的かつ特殊な分野であるため、現在の委託事業等を実施し得る他の法人は想定できない。